別表十六(ぬ)の記載要領第１号に後段として次のように加える。

この場合において、租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付すること。

別表十六(ぬ)の記載要領第11号中「の費用」を「となる費用」に改め、同第八号中「「前期までに償却した金額　(15)」」を「「前期までに償却した金額　(25)」」に、「「期末現在の帳簿価額　(17)」」を「「期末現在の帳簿価額　(27)」」に改め、同号を同第九号とし、同第七号を同第八号とし、同第六号を同第七号とし、同第五号中「「前期からの繰越額　(10)」」を「「前期からの繰越額　(14)」」に、「「同上のうち当期損金認容額　((8)と(10)のうち少ない金額)　(11)」及び「翌期への繰越額　(9)＋(10)－(11)　(12)」」を「「同上のうち当期損金認容額　((12)と(14)のうち少ない金額)　(15)」及び「差引合計翌期への繰越額　(13)＋(14)－(15)　(16)」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「「２」、「４」及び「５」」を「「(2)」、「(4)」、「(5)」、「(20)」及び「(21)」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

４　「当期分の償却限度額」の各欄の記載については、次によること。

(1)　「租税特別措置法適用条項　(7)」の欄は、租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、その特別償却の割合を記載すること。

(2)　「特別償却限度額　(8)」の欄の外書きは、租税特別措置法第52条の３（準備金方式による特別償却）又は第68条の41（準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合にその金額を記載すること。

別表十六(ね)の表中

事業年度又は連結事業年度

を

事業年度

に改め、同表の記載要領第１号中「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の102の２（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「又は連結事業年度」を削る。

別表十六(な)の表中

事業の用に供した年月日	5	・　・	・　・	・　・
耐用年数	6	年	年	年

を

事業の用に供した年月	5	
耐用年数等	6	年

年	年

に、

均等益金算入による場合
(23)×84、60又は(耐用年数×12)

を

均等益金算入による場合
(23)×84、60又は(耐用年数等×12)

に改め、同表の記載要領第11号中「別表十六(五)」を「別表十六(六)」に、「外書き」を「外書」に改め、同号を同第12号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、「種類　(2)」の欄は当該繰延資産の種類を記載し、「事業の用に供した年月　(5)」の欄は当該繰延資産となる費用を支出した年月を記載すること。

この場合において、「構造・区分・設備の種類　(3)」及び「細目　(4)」の各欄の記載は要しない。

別表十六(ま)の記載要領第１号中「若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）附則第９条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「旧令」という。）第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）」及び「若しくは旧令第139条の４」を削る。

別表十七(ち)の表中

国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高

を

資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高((3)に該当するものを除く。)

に、

国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高

を

課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高

に、

類似法人の総利付負債の額

を

類似法人の総負債の額

に、

国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等
国外の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額

を

資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額((24)に該当するものを除く。)
課税対象所得に係る保証料等の額

に、

別表十七(二の二)「18」若しくは別表十七(二の五)「21」又は別表十七の二(二)「23」若しくは別表十七の二(四)「26」

を

別表十七(二の二)「21」又は別表十七の二(一)「26」

に改め、同表の記載要領第11号(1)中「。第７号」を「。第７号(6)」に改め、「）に対する負債」の次に「(同法第66条の５第５項第４号又は第68条の89第５項第４号に規定する国外支配株主等に対する負債をいう。第７号(1)において同じ。)」を加え、同号(2)及び(3)を次のように改める。